

おたふくかぜワクチンの 接種費用の一部を助成します

日置市では、平成31年4月1日以降に接種したおたふくかぜワクチンの予防接種費用の一部助成を開始しました。

この予防接種は、予防接種法に基づかない、任意の予防接種です。接種については、保護者の希望のもと、医師の判断により実施してください。

おたふくかぜとは

おたふくかぜは流行性耳下腺炎（じかせんえん）といい、ムンプスウイルスの感染で起こる全身性感染症です。幼児から小学校低学年くらいまでの子どもが多くかかる感染力が強い病気で、感染すると平均18日前後の潜伏期間を経て発症します。代表的な症状は、発熱、片側または両側の頬やあごの下辺りの腫れや痛みです。合併症として無菌性髄膜炎、難聴、精巣炎や卵巣炎などを起こすことがあります。特に難聴は発症すると聴力の回復が困難なため警戒しなければなりません。効果的な治療法がないためワクチンによる予防が推奨されています。

対象者、接種回数、助成額

接種当日、日置市に住所登録があり、接種を希望する次に該当する方が対象です。

対象者	接種回数	おすすめの接種時期	助成額 (1回あたり)
1歳以上小学校就学前までの幼児	2回	1歳になったら早めに	3,000円
		小学校就学前の1年間	

※これまでに、おたふくかぜにかかったことが明らかな場合は接種の必要はありません。

接種に必要なもの

- ①対象者の住所を確認できるもの（子ども医療受給資格者証、健康保険証等）
- ②母子健康手帳
- ③自己負担金

※市から予診票の交付はありません。医療機関に設置してある予診票をご利用ください。

接種場所、接種費用

日置市のおたふくかぜ予防接種委託医療機関で接種し、助成額（3,000円）を差し引いた金額を医療機関へお支払いください。

里帰り出産等で日置市外の医療機関で接種された場合は、申請により接種費用の一部について助成を受けることができます。**接種日から1年以内**に、健康保険課または支所市民課へ申請してください。

【申請に必要なもの】

- ①償還払いの申請書
- ②予防接種費用の領収書の写し
- ③母子健康手帳
- ④保護者の通帳の写し
- ⑤印鑑

裏面へ

おたふくかぜワクチン

おたふくかぜワクチンは、ムンプスウイルスの毒性を弱めた生ワクチンです。日本小児科学会は、予防接種スケジュールとして、生後12～15か月に1回目の接種、予防効果を確実にするために5～6歳に2回目の接種を推奨しています。接種後に他の予防接種を受ける場合は、27日以上の間隔をおいてください。

おたふくかぜワクチンの副反応

無菌性髄膜炎が最も多く、2,300人接種あたり1例程度の副反応の報告がありますが（ワクチン添付文書から）、自然感染での無菌性髄膜炎の合併（1～10%）と比べるととても少ない頻度です。他に耳の前下辺りの腫れが約1%、発熱などがみられます。

健康被害の救済制度について

この予防接種は任意接種のため、国の救済制度の対象ではありません。

任意接種を受けて、入院を必要とする程度の疾病や、日常生活が著しく制限される程の障害などの健康被害が生じたときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」に基づく救済の対象となります。

PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）電話 0120-149-931(フリーダイヤル)

【お問い合わせ先】

日置市市民福祉部健康保険課 保健予防係

電話番号 099-248-9421（直通）